破産手続廃止及び免責許可決定

平成２８年（フ）第１０５号
静岡県沼津市西島町18番68―１号
破産者　石井　信儀
1　決定年月日　平成29年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第３５２号
静岡県御殿場市北久原415番地の５
破産者　土屋　　晃
1　決定年月日　平成29年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第３６２号
奈良県橿原市東坊城町225番地の５　中田ハイツ202、前住所静岡県伊東市富戸1104番地の60
破産者　木津谷洋子
1　決定年月日　平成29年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第１２７０号
埼玉県志木市幸町１丁目19番46号　ティーズコートＡ102号
破産者　白石　孝夫
1　決定年月日　平成29年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１３５２号
埼玉県戸田市喜沢２丁目７番地の25
破産者　鈴木　貴之
1　決定年月日　平成29年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１７０号
奈良県橿原市土橋町246番地　ファインヴィラＡ203
破産者　西川　恵祐
1　決定年月日　平成29年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２８年（フ）第２０３号
奈良県橿原市四分町85―１　介護老人保健施設鷺栖の里、住民票上の住所奈良県橿原市栄和町55番地の11　サニークレスト橿原神宮前Ⅱ　804号
破産者　東　日出雄
1　決定年月日　平成29年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２８年（フ）第６４号
長崎県西海市西海町木場郷109番地56
破産者　岩本　勝則
1　決定年月日　平成29年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２８年（フ）第２０５号
群馬県北群馬郡吉岡町大字上野田1256番地178
破産者　篠原しのぶ
1　決定年月日　平成29年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第１３１６号
さいたま市北区今羽町477番地６　４―304
破産者　松浦ユリこと　ダムスンナン　ルンアルン
1　決定年月日　平成29年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第５４５号
川崎市川崎区大師河原１丁目１番12―1404号　ミラリオ大師河原２号
破産者　松浦　逸郎
1　決定年月日　平成29年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第５４６号
川崎市高津区梶ケ谷２丁目３番地５　梶ヶ谷リベール　309、前住所横浜市港北区綱島西５丁目21番18号　ロベリア102
破産者　長谷川尚規
1　決定年月日　平成29年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第４３５号
新潟県燕市吉田浜首町13番８号、開始決定時の住所新潟県燕市吉田本所26番地
破産者　梨本　禎輔
1　決定年月日　平成29年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３３５号
新潟市東区本所２丁目３番６号
破産者　高橋　秀夫
1　決定年月日　平成29年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１７４号
岐阜市今嶺４丁目９番10号（Ｃ－１）
破産者　吉田　幸司
1　決定年月日　平成29年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第３００号
岐阜市東川手４丁目87番地２
破産者　弘田　行夫
1　決定年月日　平成29年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第３２７号
岐阜市曽我屋６丁目97番地
破産者　渡辺　重信
1　決定年月日　平成29年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第３２８号
岐阜市曽我屋６丁目97番地
破産者　渡辺　優子
1　決定年月日　平成29年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所